

平成 26 年 3 月 28 日

建設工事業者 各位

八戸市財政部契約検査課

## 賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について

標記の件について、賃金等の急激な変動に対処するため、当市においても運用基準を定めましたのでお知らせします。

なお、本条項の適用により請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対応してください。

### 【運用基準の概要】

#### 1. 適用対象工事

基準日以降の残工期が 2 ヶ月以上ある工事

※基準日は本条項に係る請負代金額変更の請求日を基本とする。

※適用対象工事の確認時期は賃金水準の変更がなされたときとする。

#### 2. 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額

当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 1%を超える額とする。

#### 3. 請負代金額変更の協議の請求

直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでに、書面により協議を請求するものとする。

※詳細は、市HP「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」をご覧ください。

問合せ先

財政部契約検査課 工事契約グループ

電話 0178-43-2111 (内線 251・172)